

春日井市病後児保育委託機関選定委員会要綱

(設置)

第1条 春日井市が病後児保育事業を実施するに当たり、委託する医療法人等を経営する者の選定をするため、春日井市病後児保育委託機関選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、春日井市が病後児保育事業を委託する医療法人等を経営する者の選定をするについて協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、児童福祉関係の代表者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(会長の職務)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、4人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、青少年子ども部保育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

春日井市青少年子ども部長
春日井市校長会 小学校部会 会長
春日井市保育連盟 会長
春日井市私立幼稚園協議会 会長
春日井市民生委員児童委員協議会児童福祉部会 会長